

🌸 暴追センターだより

No.83

令和4年(2022) 1月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

遅くない あなたの離脱 待つ家族



撮影：賛助会員「金屏風に佇む」

加入阻止 暴力排除の 第一歩
暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>





新年のご挨拶

(公財) 北海道暴力追放センター

理事長 吉川 正也

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご家族共々すばらしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また平素から、関係機関・団体そして道民の皆様には当センターの事業活動全般に対しまして深いご理解とご支援を賜っておりますことに心から御礼を申し上げますとともに、厳しい経済情勢下にも関わらず、当センターの事業活動を支えて頂いている賛助会員の皆様に対しまして、あらためて心から感謝申し上げます。

昨年は、コロナ禍で経済が低迷する中、あらゆる場面で自粛が求められるなど、忍耐の1年であったと思います。

しかし今年の干支は壬寅（みずのえとら）であり、その意味するところは「陽気を孕み、春の始動を助く」ということで、つまりは、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命に溢れ、華々しく生まれる年になるという意味があるそうです。

昨年夏以降、秋口にかけてコロナ感染者数も減少傾向が続き、社会が落ち着きを取り戻しつつあるかに見えた矢先にオミクロン株が出現し世界的な感染拡大が続いている状況にありますが、今、私たちに出来ることは基本的な感染対策を講じながら暴力団排除活動を確実にこなしていく事だと思えます。

さて、近年における暴力団の現状についてですが、全国の暴力団構成員数は一昨年末で1万3,300人となり、準構成員を含む全体の勢力も2万5,900人と、その勢力はピークだった昭和38年の18万人から大きく減少を示しており、道内においても暴力団の勢力数は確実に減少傾向にあります。

これは、暴力団の活動を制限する規定の整備が進み、警察による強力な取り締まりに加え、市民の皆様をはじめ、行政や企業団体が一丸となって暴排活動や関係遮断に取り組んだことで、社会全体で暴力団を排除する枠組みが構築されたことが暴力団を追い詰めている大きな要因となっていると考えられます。

しかしながら、暴力団の最大勢力である山口組の分裂抗争においては、反旗を翻した山健組の六代目山口組への復帰情報など、抗争もさることながら、組織の再編による勢力の拡大にも目が離せない状況下にあります。

また、緊急のコロナ対策としての助成金を狙った詐欺事件や、コロナ対策を利用した特殊詐欺事件の発生など、制度の悪用や人心の不安を利用した犯罪行為などにより、企業・行政・個人などあらゆる対象に対して攻撃を仕掛けてきており、この様な傾向は今後も続くものと思われます。

平成19年の政府指針により「社会対暴力団」の構図を打ち出し、更に、暴力団排除条例の全国普及により効果的に暴力団を追い詰めておりますが、暴力団も生き残りをかけてその実態を変化させながら、資金源活動を巧妙化させております。

そこで、暴力団を追い詰めている今こそ、暴力団の壊滅に向けた好機と捉え、これまでの取り組みを今後もさらに強力に推し進めて行く必要があります。

また、暴力団排除対策のキーワードは「暴力団との一切の関係遮断」であります。暴力団の活動を低下させ、壊滅に追い込むためには、道民一人一人が「暴力団の存在を認めず暴力団には屈しない」という強い意志を持ち、反社会的勢力からの不当な要求は、適切に断固拒否して暴力団に流れる金を遮断することが最も重要であります。

今後さらに暴力団の社会的存続基盤を崩し壊滅に追い込むためには、道民一人一人に暴排条例の基本理念であります暴力団を「利用しない」「恐れない」「金を出さない」に「暴力団と交際しない」を加えた「三ない運動+1(ワン)」の暴力団排除スローガンを着実に浸透させ実践して頂く必要があります。

新たな年を迎え、センターとしても暴力団に対する防御を固め、暴力のない安全・安心な北海道を実現すべく暴力団排除の実践活動を強力に展開していきたいと考えておりますので、旧年と変わらず皆様の力強いご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

むすびに、皆様の今後益々のご発展・ご健勝並びにご多幸を祈念申し上げまして年頭の挨拶とさせていただきます。



全国表彰おめでとうございます

令和3年11月25日、明治記念館(東京)で行われた令和3年全国暴力追放運動中央大会において、永年にわたる暴力追放運動功労者・団体に対し、警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長の連名による表彰状と記念品が贈呈されました。



暴力追放栄誉金章



暴力追放栄誉銀章



暴力追放栄誉銅章



暴力追放栄誉金章



暴力追放栄誉銀章



暴力追放栄誉銅章 (滝川市 副会長)



暴力追放栄誉銅章 (東地区 副会長)



暴力追放栄誉銅章 (名寄地区 副会長)
(写真提供分掲載)

暴力追放栄誉金章

恵庭市暴力追放運動推進協議会 会長

暴力追放栄誉銀章

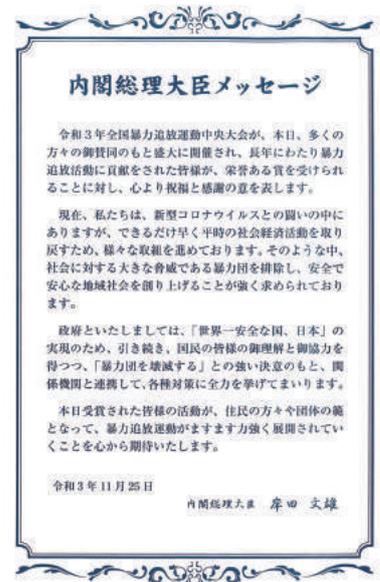
岩沢見地区暴力追放運動推進協議会 会長

暴力追放栄誉銅章

滝川市暴力追放運動推進協議会 副会長
札幌市東地区暴力追放運動推進協議会 副会長
名寄地区暴力追放運動推進協議会 副会長

暴力追放団体表彰

津別町暴力追放推進協議会



総理大臣メッセージ

北海道警察本部長・ (公財)北海道暴力追放センター会長による 連名表彰

各警察署において、受賞者に表彰状と記念品が贈呈されました。



(札幌市西地区)



(厚別地区)



(札幌手稲)



(芦別地区)



(滝川市)



(江差地区)



(函館西地区)



(留萌市)



(枝幸地区)



(新得地区)



(本別地区)



(紋別地区)



(津別町)



(美幌町)

(写真提供分掲載)

《個人》

- 札幌市西地区
- 札幌市北区
- 厚別地区
- 札幌手稲
- 芦別地区
- 滝川市
- 江差地区
- 函館西地区
- 留萌市
- 枝幸地区
- 新得地区
- 本別地区
- 紋別地区
- 津別町
- 美幌町

《団体》

- 砂川地区暴力追放運動推進協議会
- 茅部地区暴力追放運動推進協議会
- 置戸町暴力追放推進協議会

(いずれも順不同)

～三ない運動+1～

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、昔の跡までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が強い、甘いを見ると、トコソ食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。昔で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや娯楽の活動資金を、常にかぎ回っている力者のための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

暴力団 許すな頼るな 加わるな

各地域暴追協啓発活動状況

1月 「渚滑高齢者ふれあいセンター」での暴排啓発

【紋別地区暴追協】



1月 マックスバリュ赤歌店での暴排啓発

【赤歌地区暴追協】



7月 「チャレンジラン」マラソン大会での暴排啓発

【中標津町暴追協】



7月 繁華街「はまなす通り」での街頭啓発

【江別地区暴追協】



7月 道の駅「みそぎの郷」での街頭啓発

【木古内地区暴追協】



7月 道の駅「花ロードえにわ」における街頭啓発

【恵庭市暴追協】



8月 アポイ登山口での暴排啓発

【浦河地区暴追協】



8月 道の駅「なかさつない」での街頭啓発

【帯広地区暴追協】



8月 旧増田倉庫前での暴排啓発

【小樽市暴追協】



8月 道の駅「おびら」での街頭啓発

【留萌市暴追協】



10月 イオン登別店での街頭啓発

【登別市暴追協】



10月 道の駅「夕張メロード」における街頭啓発

【夕張市暴追協】



各地区暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

暴力団離脱者の社会復帰にご協力を

昨今の暴力団情勢は、「暴力団対策法」の度重なる規制強化や「暴力団排除条例」等により社会的に様々な制約を受け、組織維持の要である資金獲得活動が大変困難となってきております。

こうした厳しい現実には、暴力団とは手を切り、真剣に更生して正業に就きたいと考えている暴力団員も少なからず存在します。

この様な中で、北海道暴力追放センターでは、北海道警察や、関係各機関と連携して『北海道暴力団離脱者支援対策協議会』を立ち上げ、暴力団員の離脱支援や就労相談等を行っております。この離脱・就労を促進するためには、幅広い職種の企業を数多く確保することが重要な課題となっております。

元暴力団だった者を雇用することについて、各企業様は大きな不安を伴うので心配……ということは十分承知いたしております。そこで当センターでは、北海道警察や北海道弁護士会民暴委員会等と連携し、就労後も離脱者や雇用企業様へのアフターケアを行いながら、就業後も支援や見守りに努めてまいります。

本事業の趣旨をお汲みいただき、暴力団を離脱し、真摯に社会復帰を希望する者の就労受入れについてご賛同・ご協力いただける企業様がございましたら、どうか当暴追センターまでご一報いただきますよう是非よろしくお願い致します。



公益財団法人北海道暴力追放センター TEL 011-271-5982

◎暴力団離脱者の社会復帰支援制度

暴力団を壊滅させるためには、資金源を断つことも重要ですが、人的資源である組員を離脱させ、社会復帰させることも大切です。暴力団を離脱したいと思っている人に離脱のアドバイスを行い、暴力団を離脱し真摯に更生を目指す者には、関係機関と連携しながら就労支援します。

◎暴力団離脱者雇用給付金支給制度

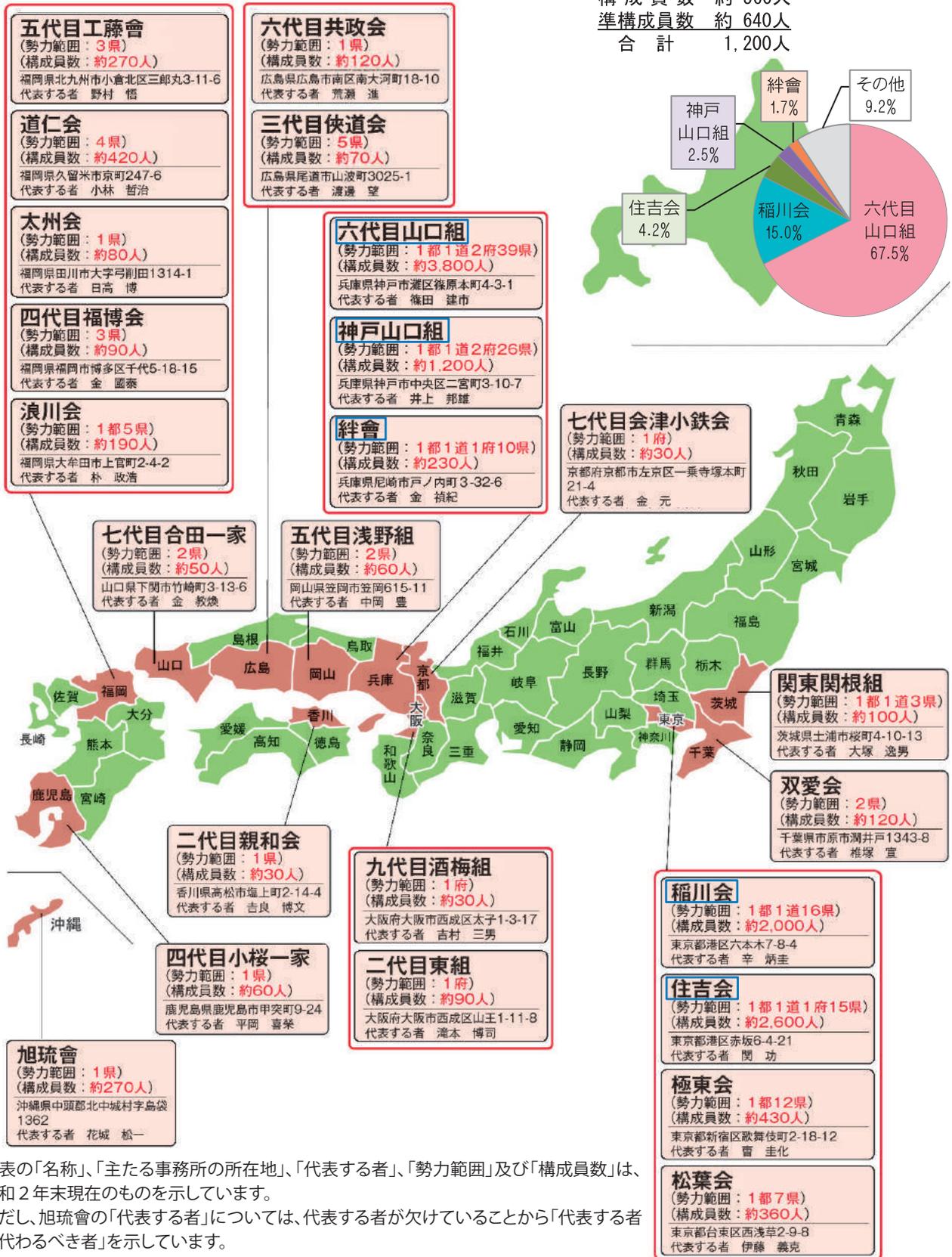
暴力追放センターの相談に係る離脱者を3か月以上雇用した事業者に対して、10万円を上限とした給付金を支給します。

北海道暴力追放センターの案内図



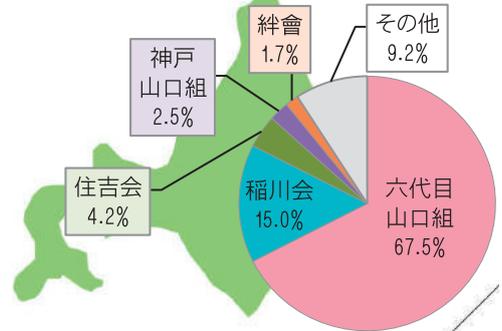
●指定暴力団の指定状況と北海道内の暴力団情勢

指定暴力団分布図 (24団体)



令和2年末の北海道内暴力団情勢

構成員数 約 560人
準構成員数 約 640人
合計 1,200人



- ※ 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和2年末現在のものを示しています。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示しています。
- ※ 令和2年末における全暴力団構成員数(約13,300人)に占める指定暴力団構成員数(約12,700人)の比率は95.5%となっています。
- ※ **名称**の青枠囲は主要5団体です。

法律 相談

(公財) 北海道暴力追放センター札幌本局では、札幌弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談無料
秘密厳守



相談日は毎月第1、第3水曜日

午後1時30分から午後2時30分までです。

相談を希望される方は、前もって札幌本局にお電話をお願いします。住所、電話番号等は、表紙に掲載しておりますのでご確認ください。



令和4年度の不当要求防止責任者講習開催予定



不当要求防止責任者選任事業所
北海道警察 北海道暴力追放センター

| 実施月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 実施市町 | | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 |
| | | 倶知安町 | 函館市 | 旭川市 | 滝川市 | 稚内市 | 室蘭市 | 苫小牧市 | | 函館市 | 旭川市 | |
| | | | 北見市 | 帯広市 | 根室市 | 釧路市 | 函館市 | 帯広市 | | | 釧路市 | 北見市 |

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

賛助会にご加入 ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体・個人の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

【会費】 年会費 1口20,000円 1口以上
※ 賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

【会費の用途】 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。

【特典】 ・左記会員之章プレートの交付
・広報資料の無料配付
・暴排広報ビデオ等の無料貸出
・暴排講演依頼への対応
・不当要求事案発生時の支援・指導
・不当要求被害発生時の支援・指導

暴力団に関する問い合わせ・相談は

▶ (公財) 北海道暴力追放センター

【札幌本局】 告 発
相談電話 (011) 271-5982

【函館支局】 告 発
相談電話 (0138) 35-5982

【旭川支局】 告 発
相談電話 (0166) 26-5982

【釧路支局】 告 発
相談電話 (0154) 23-5982

【北見支局】 告 発
相談電話 (0157) 61-5982

▶ 北海道警察本部刑事部
組織犯罪対策局捜査第四課

◎暴力相談電話 011-222-0200
◎暴力団離脱者相談電話 011-222-8930

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!